

愛知教育大学 男女共同参画マスタープラン（三訂版）

2023 年 12 月

愛知教育大学男女共同参画委員会

I 男女共同参画についての愛知教育大学の取組

愛知教育大学は、「大学憲章」で「平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす」ことを教育目標に掲げ、「すべての構成員が相互に基本的人権と両性の平等を尊重し、教育研究活動におけるあらゆる差別や抑圧などの人権侵害のない大学を実現する」ことを運営の理念としています。この理念のもとに大学構成員が協力して、他者理解と自己啓発の学びの創造、多彩な分野の教育・研究の開発、就労環境の改善に取り組んでいます。このような基本姿勢に立ちつつ、さらに男女共同参画社会の実現に向けて先導的役割を果たすという責務に鑑みて、2006 年 4 月に男女共同参画委員会を設置して、本学の抱える諸課題に取り組んできています。

愛知教育大学男女共同参画委員会は 2007 年に、本学における男女共同参画の基本方針を示す「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン」を制定しました。その後、男女共同参画社会基本法（1999 年制定）施行後約 10 年を経た政策動向を反映させ、2013 年 4 月に「男女共同参画マスタープラン」（改訂版）を策定しました。

愛知教育大学は 2013 年 11 月に男女共同参画委員会のもとに男女共同参画推進オフィスを設置し、より実効性のある組織において、男女共同参画を推進しています。このマスタープラン（三訂版）は、初版、改訂版マスタープランの基本方針を受け継ぎつつ、この間の社会動向の変化を踏まえ、ジェンダー平等と多様性尊重を基礎において、構成員が学びと教育・研究に、また管理運営に参画できる大学・附属学校園づくりをめざして、あらためて本学の男女共同参画の推進のための基本方針として策定するものです。

II 男女共同参画を推進するための基本方針

(1) 男女共同参画に資する教育・研究の充実について

教育・研究の場としての大学・附属学校園において、学生・幼児・児童・生徒の人権尊重を基礎に、男女共同参画に資する教育・学習・研究を充実させ、男女共同参画社会の実現に取り組む人材を養成する。

- a 男女共同参画を促進する教育カリキュラムの確立
- b 男女共同参画を促進する教育・研究環境の実現
- c 全ての学習の場におけるジェンダー平等と多様性尊重の確立

(2) 男女共同参画促進のための職場環境の整備について

働き、学び、教育・研究する場としての大学・附属学校園において、男女共同参画を一層促進するため、諸条件の改善を積極的におこなう。

- a 女性の積極的採用、女性の上位職割合向上の促進などによる、雇用のジェンダー平等の実現と、個人の能力を積極的に活用できる職場づくり
- b ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた効果的かつ具体的な支援施策の実施
- c セクシュアル・ハラスメント、SOGI ハラスメント等のない人権が保障される環境の実現
- d 性別による役割分担や振る舞いに対する固定的意識の改革

(3) 男女共同参画社会をめざす地域貢献について

地域に開かれた大学・附属学校園として、地方公共団体や民間の諸機関との共同・連携を図り、男女共同参画社会をめざす活動に積極的に貢献する。

- a 広く教育の場における男女共同参画社会実現をめざす実践への支援
- b 公開講座の開設等を通じた地域の男女共同参画に関する生涯学習の支援